

蕨田野小学校いじめ防止基本方針

亀岡市立蕨田野小学校

蕨田野小学校いじめ防止基本方針

- 1 はじめに
- 2 いじめ問題に関する認識
- 3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）
- 4 いじめの態様
 - (1) いじめの種類
 - (2) いじめ行為に発展する例
- 5 いじめ防止の係る組織について
- 6 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有
 - (4) いじめられている児童への指導
 - (5) いじめている児童への指導
 - (6) 保護者連携
 - (7) 学級への指導
 - (8) 地域や関係機関との連携
- 7 警察等関係機関との連携
- 8 校内研修について
- 9 いじめ事象への指導体制

1 はじめに

いじめは、被害児童の人格を否定し、心身の健全な成長と児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、時には、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為です。

さらに本校では、永年に渡り人間の尊厳と基本的人権の尊重を基盤に据えて教育活動を進めてきました。いじめは、これを根底から覆す行為であるといえます。

児童の身近にいる一人一人の教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という考えのもとで、すべての児童に目を向けて、未然防止に努めるとともに、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応が重要です。どの子もいじめの被害者、加害者、傍観者にもさせることなく、心が通い合う学校を構築していきたいと考えます。

そこで本校では、平成25年9月28日施行のいじめ防止対策推進法を踏まえ、京都府、亀岡市の基本方針と照らし合わせて「蔭田野小学校いじめ防止基本方針」を作成しました。

2 いじめ問題に関する認識

いじめの問題に対して、学校・教職員は、徹底して防止対策や早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。また、いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分に認識するとともに、その指導と対応にあたっては次の点を踏まえて適切に取組の充実を図ります。

- (1) 「いじめは、決して許される行為ではない」という強い認識を持って指導と対応を行います。

いじめは、いじめられる児童にも原因があるといった考えは間違っており、いかなる原因があっても、いじめをしていい理由にはならないという認識を持つ必要があります。また、いじめを助長したり、傍観する行為についても同様に許されない行為であることを理解させます。

- (2) いじめられている児童の立場に立った指導と対応を行います。

教職員は、いじめられている児童やいじめの事実又はそれに係る情報を発信した児童を教職員が徹底して守るという姿勢を示すとともに迅速でいねいな指導と対応を進めます。また、いじめの情報を周りの大人に発信することは、いじめられている児童を救うことだけでなく、いじめを放置しているとエスカレートし犯罪につながる可能性もあることから、いじめている児童を救うことにもなることを理解させなければなりません。

- (3) 学校と保護者間の共通認識のもと、適切な指導と対応に努めます。

いじめ問題の解決のためには、保護者や家庭も重要な役割を担っています。保護者と十分に連携を図って指導を行うことが重要であると考えます。また、日常的に保護者と教職員がコミュニケーションを持って共通認識のもと指導を行うよう努めます。

- (4) 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む必要があります。

いじめの防止や早期発見・早期対応のためには、それぞれの立場でその役割を果た

すことが重要です。学校は、家庭・地域社会・関係諸機関と連携して、役割を明確にしつつ一体となっていじめ防止に向けた取組を進めます。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの指導と対応については、いじめられている児童の立場に立って考える必要があります。近年のいじめ事象は、普段仲良くいっしょにいる児童間で発生する例も多く、いじめの発見をより難しくしています。このような状況でも児童の表情や様子を注意深く観察して、指導と対応を行わなければなりません。

今回の法律では、インターネットを通じて行われるいじめについても言及しています。携帯電話やスマートフォン・パソコンなど情報機器を介して、特定の個人に対して誹謗中傷やSNS内での悪質な仲間外れ等、事象が多く報告されています。一定の秘匿環境にある場所で行われるいじめであることから、保護者や関係機関との連携をより一層深める必要があると考えます。

4 いじめの態様

(1) いじめの種類

心理的苦痛 ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
・仲間外れ、集団による無視をされる。
・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる。

物理的苦痛 ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・金品をたかられる。

暴力的苦痛 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

※いじめ事象では、上記のような態様が重複しているものがあります。

(2) いじめ行為に発展する例

ア 人間関係のトラブル

児童の学校生活は、考え方や価値観の違いをはじめとする様々な理由から友だち関係が悪化し、トラブルを抱えやすい状況があります。学校は、そういった対立などを解決していくことで、他者を認めることを学んでいく場でもあります。しかし、中にはうまく解決することができず、いじめに発展するケースもあります。

イ 遊びや面白半分

遊びや面白半分の行為の中からいじめに発展するケースが大変多くあります。は

じめは、遊びであったものがエスカレートして、集団で1人をからかったり、仲間外れにするといったものです。このようないじめは、同一のグループ内で発生することが多く、加害者側にいじめている感覚が薄いことと被害者側にもいじめられている感覚が薄いことが特徴です。よって、当事者の中から訴えが出にくい場合があることが問題です。楽しく遊んでいるように見えても、その中にいじめが内在しているかもしれないという視点をもって観察することが必要です。

ウ 暴力的・計画的ないじめ

直接暴力的な行為が行われたり、恐喝などの物理的な苦痛を与えるいじめは、教職員や保護者に分からないように行われることが多くあります。また、計画的に継続していじめが行われることもあります。

こういったケースでは、いじめられている児童が恐怖を感じていたり、いじめられている児童から口止めされていることがあり、被害が深刻になるまでいじめが判明しないことが多くあります。学校は、このようなケースがいつ起こるかもしれないと考え、日常的に児童の様子を観察し、その変化をいち早く発見できるようにしなければなりません。また、こういったケースは、単なるいじめ事象ではなく、犯罪や非行行為と捉え、警察等の関係機関と連携をとる必要があります。

5 いじめ防止に係る組織について

平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』の第22条には「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と記されています。

本校では、管理職や生徒指導主任等で構成する「いじめ防止対策委員会」を組織します。

さらに、必要に応じて、学校評議員、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加を求めます。

- (1) いじめ防止対策委員会を定期的開催し、いじめ防止の取組の具体策やじどうの状況について、検討・交流を行います。
- (2) いじめ事象の発生時には、迅速にいじめ防止対策委員会を開催し、適切に対応を行います。
- (3) 学校だけの対応にとらわれず、関係諸機関等の連携を行い、早期解決に向けての手だてを積極的に講じます。
- (4) いじめ防止対策委員会の役割

- | | |
|---|---|
| ア | 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 |
| イ | いじめの相談・通報の窓口としての役割 |
| ウ | いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 |
| エ | いじめの疑いに係る情報があった時には緊急対策会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応に組織的に実施するための中核としての役割 |

6 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るという考えをもとに、いじめが発生してからではなく、未然防止の指導を充実させなければなりません。全ての児童に人権教育や道徳教育を通して、個人を尊重する態度や自他の命を大切にすることを指導を行い、互いを尊重する心豊かな児童を育成し、いじめを生み出さない学校を目指します。主ないじめ防止対策として次のような活動や取組を積極的に行います。

- ア 日常的に教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を訴えます。
- イ 人権教育、道徳教育を計画的に行い、心豊かな児童を育成します。
- ウ 教育相談体制を強化し、面談等を定期的に行います。
- エ 児童会活動を活性化し、児童がいじめ解消に取り組む環境を整備します。
- オ 児童に自己存在感や達成感を味わわせる取組を実施します。
- カ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高める研修を実施します。
- キ 教職員が常に児童理解に努め、情報共有を行います。
- ク 児童及び保護者を対象に情報モラルについての研修を行い、親子が一緒に考える機会をつくります。
- ケ 携帯電話の使用に関して、家庭でのルール作りを推奨します。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめ事象の指導と対応に大変有効です。しかし、学年が上がるにつれ潜在化し、表面に現れにくくなることも事実です。学校は、早期発見に向けて積極的に取組を進めます。

- ア 教職員一人一人の違った視点と豊かな感性で児童を観察します。
- イ 時間を確保し、児童と共有できる時間と空間を確保します。
- ウ 児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを観察し、児童のサインを見落とさないようにします。
- エ 担任を中心に、個人ノートや連絡帳等を活用して児童理解に努めます。
- オ 定期的にアンケート調査を行い早期解消に努めます。

(3) 家庭や地域との緊密な連携による情報共有

- ア 児童の状況について、気にかかることには、早い段階でいねいに家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報を得やすいように、家庭と緊密な連携を図ります。
- イ 地域で児童のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は、学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携を深めるように努めます。

(4) いじめられている児童への指導

いじめの事実が判明した時には、教職員はいかなる場合でもいじめられている児童の側に立った指導を行わなければなりません。教職員は、いじめられている児童やいじめ情報を大人に報告した児童に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速でいねいな指導を行います。

《基本的な姿勢》

- ア いじめられている児童の立場に立ちます。
- イ いじめの状況を把握し、いじめられている児童の安全確保を最優先します。

- ウ 緊密な家庭連携により児童をしっかり見守ります。
- エ いじめが解消した後も、いじめ再発防止のために、組織的な観察を継続します。
- オ カウンセリングマインドをもって、いじめられている児童のペースに合わせて事実確認を行います。
- カ いじめられている児童の思いをしっかり受け止め、指導と対応を充実させます。

(5) いじめている児童への指導

いじめの指導を行う際に「いじめられている側にも問題がある」というような考えで指導にあたりません。なぜなら、いかなる原因があろうとも、その原因をもとに、人をいじめてもよいという理由にはならないからです。

この考えのもと、いじめている児童に対しては厳しく適切な指導を行う必要があります。

- ア いじめを止めさせ、いじめられている児童の安全を確保します。
- イ いじめの事実を正確に示し、自分の行為がいじめであることを正しく認識させます。
- ウ いじめは、決して許すことができない問題であることを厳しく理解させます。
- エ いじめは、いかなる理由があっても許されないことを指導します。
- オ いじめている児童にいじめに対する責任の取り方を考えさせます。
- カ 自らの学校生活や友だち関係の在り方を反省させ、今後の自分の行動について考えて次に活かさせます。
- カ いじめている児童の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該児童が抱えている問題を聞きだし心の成長を促します。

(6) 保護者連携

いじめに対する指導と対応の考え方や具体的な取り組みについては、日頃から積極的に情報発信を行い、保護者の理解と協力を求めるよう努めます。

また、いじめが発生した場合には、以下の点に注意して指導と対応を進めます。

- ア いじめの事実が把握できた段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明します。
- イ 迅速でていねいな連携に心掛け、不安や悩みを軽減できるよう努めます。
- ウ いじめられた児童といじめた児童双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進めます。

(7) 学級への指導

いじめ事象の指導は、いじめている児童を適切に指導することはもちろんですが、それだけでは不十分だと考えます。いじめ事象が発生した際に、周囲でその行為を助長した者（観衆）やいじめが起きているのに傍観していた者についても同様に指導を行う必要があります。

《基本的な姿勢》

- ア 全ての児童に、いじめは絶対に許すことのできないことを適切に指導します。
- イ 観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させます。
- ウ いじめをなくす活動を、児童が自ら取り組めるように指導します。
- ウ いじめを抑止する学級集団づくりに努めます。

○観衆（いじめを助長する存在）

- A いじめがおもしろいと思っている。
- B いじめられている児童への不快感を持っている。
- C 自分も仲間外れにされるのではないかと怖がっている。

○傍観者（いじめを支持する存在）

- A 無関心な児童
 - ・人間関係や人との関わりに関心で、自分の関心があるものにしか気が向かない。
 - ・周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。
- B 葛藤している児童
 - ・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
 - ・次は自分かもしれないという不安を抱えている。

《指導上の注意点》

- ア いじめを助長したり、抑えたりするのは、周囲の友だちの態度によるところが大きいことを理解させます。
- イ 観衆や傍観者も加害者と同様であることを自覚させます。
- ウ 全校集会や学級指導等のいろいろな指導の機会を設定して、いじめられている児童にも問題があるという考えは許されないということや、いけないことをいけないと言えることの大切さを徹底して、繰り返し指導します。
- エ 当事者を傷付けないよう配慮しながら、実際にあった具体的な事例をもとに指導します。
- オ いじめられている側の子の心の痛みや苦しみを理解させます。
- カ いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせます。
- キ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善します。
- ク 人権教育や道徳の学習等を通して、命を大切にすることを徹底させます。

(8) 地域や関係機関との連携

- ア PTAや地域の方々とは、様々な機会に意見や情報の交流を図れるよう努めます。また、いじめ問題に対する指導と対応の考え方や積極的な取組について積極的な情報発信に努めます。
- イ 学校だけで解決することが困難な状況が起こった場合には、警察や家庭支援総合センターなどの関係機関との連携も積極的に行い、早期の解決を目指します。

7 警察等関係機関との連携

平成24年11月2日付初等中等教育局長通知「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について」において、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要であること、また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報することが必要である。」と周知されました。また、平成25年5月16日付初等中等教育局長通知「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」では、どのようなケースがどんな犯罪行為に該当するかが

示されました。さらに、平成30年3月9日（協定の効力は平成30年4月1日から発生）に、亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒に関する協定書が締結され、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成をめざし学校と警察とのより緊密な連携が図られるようになりました。これらを受けて学校は、事象に対して、教育委員会や警察、京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と緊密に連携しながら対応します。

8 校内研修について

- (1) 本校では教職員の年間研修計画を策定し、いじめ問題の認識や指導力を高める研修を充実させます。
- (2) 事例研究を行い、子どもからの訴えを見逃さないような視点の持ち方を研修します。
- (3) 中学校区に配置されているスクールカウンセラーの協力を得ながら、カウンセリングマインドを持った生徒指導の研修を行い、より相談体制の強化を図ります。
- (4) 児童理解を深める研修を行い、学級経営に役立てます。

9 いじめ事象への指導体制

